

南砺市産婦健康診査費の助成について

南砺市では、産後のメンタルチェックも含めた産婦健診にかかる費用を助成するため、産婦健診（おおむね産後2週間と1か月）を受診される方を対象に、産婦健康診査受診票（2回分）を交付することになりました。産後は心身ともに変化が大きい時期なので、医療機関または助産院でぜひご自身の健康状態を確認しましょう。

注意点

- * 受診票は再交付しません。大切に保管しお使いください。
- * 他市町村に転出された場合、この受診票は使用できません。新しい市町村にお問い合わせください。
- * 受診票に記載された内容については公費で受けていただくことができます。ただし、受診される医療機関または助産院がこの産婦健康診査事業を実施されない場合は、助成の対象になりません。
- * この健診の対象は産後のお母さんのみであり、お子さんの健診費用は含まれません。

手続きと助成までの流れは以下のとおりです。

県内の医療機関を受診される場合

- ① 受診票の裏面のアンケートを事前に自宅で記入する。
- ② 受診票を提出し、健診を受ける。
 - * 上限額を超える場合には超えた分のみ自己負担となります。



県外の医療機関を受診される場合

- ① 受診票の裏面のアンケートを事前に自宅で記入する。
- ② 受診票を提出し、健診を受ける。
- ③ 医療機関において受診結果及び産婦健診に要した金額等を記入してもらってください。（保険診療分は含みませんのでご注意ください。）
- ④ 健診費用はいったん医療機関窓口でお支払いください。
- ⑤ 以下の必要書類（申請書と領収書、医療費明細書等）をご提出ください。

- * 審査の上、助成の要件を満たしていると市長が認めたときは、指定された口座に助成金を振り込みます（金額に上限あり）。申請から1か月程度かかります。

■還付申請窓口

福光保健センター、平保健センター、健康課保健係（地域包括ケアセンター）

■申請期限

産婦健康診査受診から原則**2か月以内**

■必要書類

- ・産婦健康診査受診票兼健康診査費請求書（様式第1号）
- ・領収書（原本）
- ・医療費明細書（添付できないときはご相談ください）
- ・印鑑
- ・受診者本人の通帳またはカード（申請窓口にて請求書に記載いただくため）
- ・妊産婦健康診査費助成金交付申請書（兼請求書）（様式第2号）
 - * 申請窓口で記載いただきます
- ・母子健康手帳

お問い合わせは、南砺市 健康課 保健センター（福光保健センター）

TEL 0763-52-1767